

県税事務所の所在地

県税のしおり
令和4年度

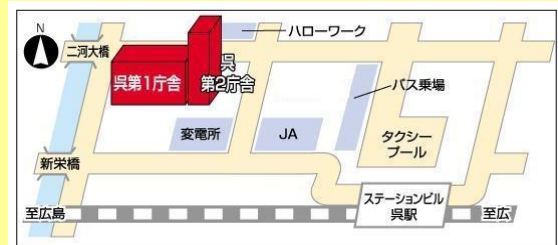
西部県税事務所

〒730-0011 広島市中区基町 10-23
広島県税務庁舎 2・3階
電話 (082) 228-2111 (代)



西部県税事務所 呉分室

〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25
広島県呉第2庁舎4階
電話 (0823)22-5400 (代)



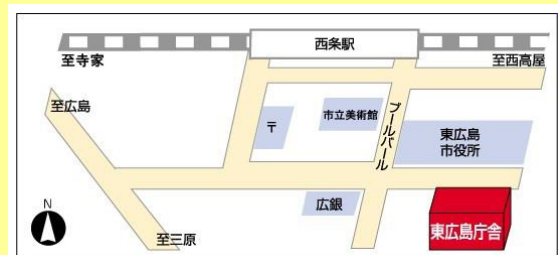
西部県税事務所 廿日市分室

〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68
広島県廿日市第2庁舎1階
電話 (0829)32-1181 (代)



西部県税事務所 東広島分室

〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10
広島県東広島庁舎1階
電話 (082)422-6911 (代)



東部県税事務所

〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1
広島県福山第3庁舎1・2階
電話 (084)921-1311 (代)



東部県税事務所 尾道分室

〒722-0002 尾道市古浜町 26-12
広島県尾道庁舎2階
電話 (0848)25-2011 (代)

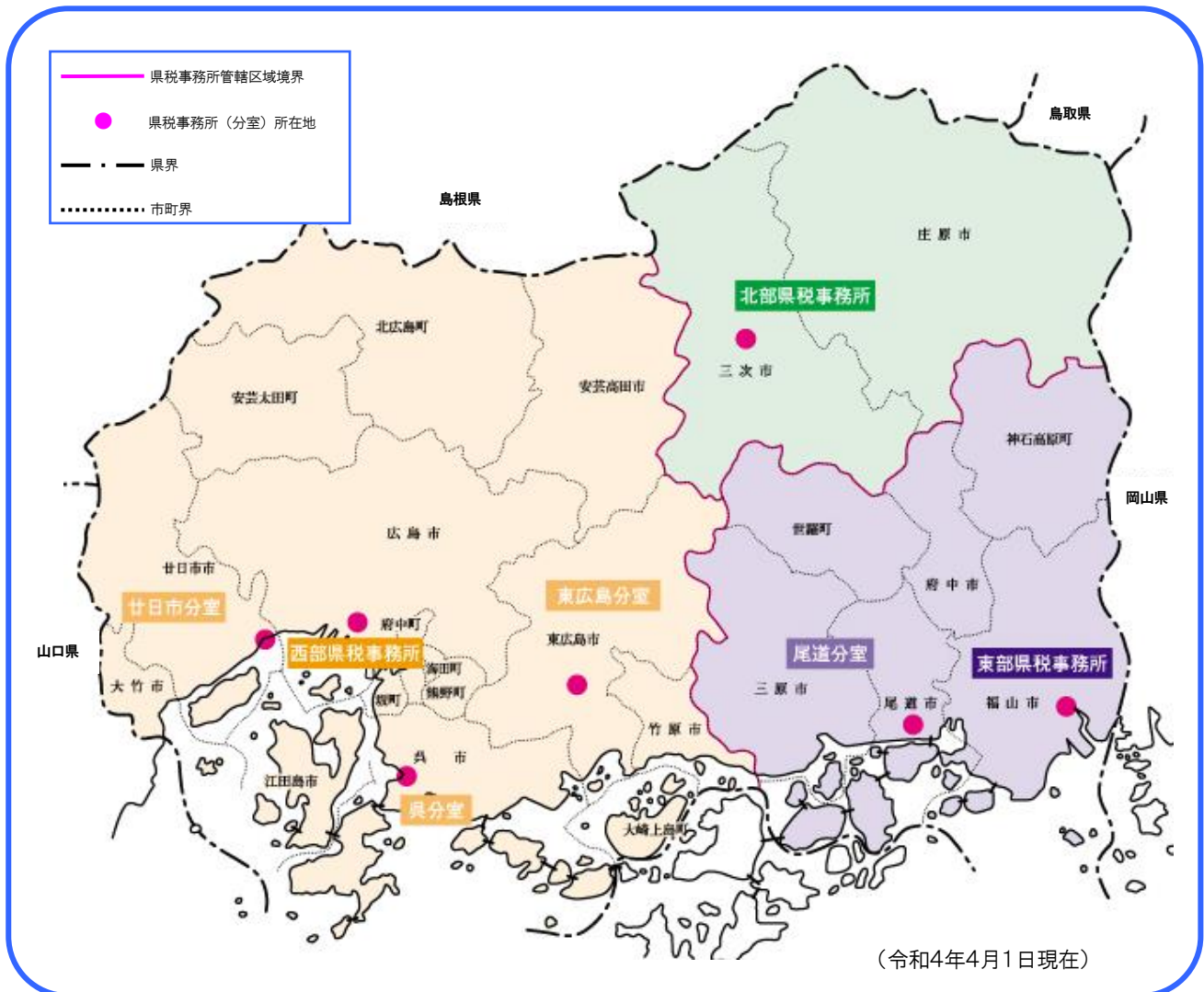


北部県税事務所

〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1
広島県三次第3庁舎1階
電話 (0824)63-5181 (代)



県税事務所管轄区域



- 県税の還付事務や多くの課税事務は西部、東部、北部の県税事務所(本所)に業務集約されていますので、県税の課税や還付、納税に関するお問合せは管轄の県税事務所(本所)までお願いします。
 なお、次の業務については分室でも取り扱います。

納 税	○ 県税の納税 ○ 納税証明書の発行
不動産取得税	○ マイホームの建築や購入に係る取得申告、減額申告、徴収猶予申告の受付 ○ 賃貸住宅のオーナーによる取得申告、減額申告、徴収猶予申告の受付
自動車税 環境性能割 ・種別割	○ 身体障害者等のために使用する自動車の減免申請の受付
法人県民税 法人事業税	○ 申告書の受付 ○ 設立届, 事務所等の設置届などの各種届出の受付
個人事業税	○ 開業届などの各種届出の受付
軽油引取税	○ 免税軽油使用者証, 免税証の交付申請の受理, 発行

※ 軽油引取税の上記以外の事務及びゴルフ場利用税は、西部県税事務所東広島分室が一括して事務を行います。